

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号

3 改正の内容

最高出力を4.0キロワット以下に制御した総排気量0.125リットル以下の二輪車を、現在は総排気量0.050リットル以下とされている一般原動機付自転車に新たに区分する。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。